甲賀市企業人権啓発推進協議会広報

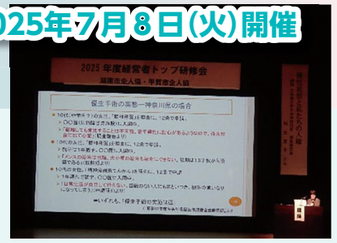
共に生きる

第42号
2025年12月

発行・編集
甲賀市企業人権啓発推進協議会
事務局
甲賀市産業経済部商工労政課内
TEL 0748-69-2188
http://www.ac-koka.jp/koka-kijinkyou/

甲賀市・湖南市企業人権啓発推進協議会 経営者トップ研修会

2025年7月8日(火)開催



講演される　利光恵子　氏

2025年7月8日㈫、湖南市の甲西文化ホールで経営者トップ研修会が開催されました。今回は、立命館大学生存学研究センター客員研究員である利光恵子氏を講師にお招きし、「優生思想と私たちの人権－優生保護法裁判が問いかけるもの」と題してご講演いただきました。

人間には「優れた人」と「そうでない人」がいると考え、「良い遺伝子を持つ人」の子孫を増やし、「悪い遺伝子を持つ人」の子孫を残さないようにすることで、人類全体の質を向上させようとする考え方が優生思想という考え方です。つまり、生殖への介入により人間の集団を改良しようとする思想です。

日本の歴史を紐解くと、優生思想に基づいた法律や運動が、障がいのある人々の人権や尊厳を深く傷つけてきた事実があります。1940年には、ドイツの「遺伝病子孫予防法」を手本に「国民優生法」が成立しました。さらに、1948年には「優生保護法」が制定され、これらの法律を根拠として、優生手術（不妊手術）や人工妊娠中絶が合法的に行われてきました。これは、国や自治体が医療、福祉、教育の名のもとに「合法的」な差別を行ってきたと言わざるを得ません。その具体例として、「不幸な子どもの生まれない運動」があります。これは、障がい児の出生を防ぐことを目的とした運動で、日本の32都道府県10市でそれぞれのキャッチフレーズを伴って実施されていました。滋賀県では、「たくましい子・すこやかな母」と名付けられていたとされています。


聴講の様子

このような優生思想に基づく法律や運動は、障がいのある人を「不良」と決めつけ、社会の中に障がいや病を持つ者を劣ったものとみなす思想を広く植え付けることになりました。その結果、この考え方は現代社会の隅々、さらには私たちの心の中にも根強く存在しているのが現状です。また、これらの政策や運動の被害者の方々からは、かけがえのない人権や尊厳、そして健康が奪われることになりました。私たちはこの歴史から学び、優生思想がもたらした悲劇を二度と繰り返さないよう、すべての人の多様性と尊厳を尊重する社会を目指す必要があります。まずは、私たちの職場から、こうした差別をなくすよう取り組んでいきたいです。

社会福祉法人甲賀学園　石田　一樹（記）

人権フォーラム開催

2025年9月24日(水)開催

9月24日㈬にNPO法人DDAC（発達障がいを持つ大人の会）代表　広野ゆい氏を迎え『凹凸があるからおもしろい　～誤解されやすい“大人の発達障がい“とは』をテーマに講演をして頂きました。

発達障がいとは、脳の発達に関わる障がいであり、知的障がいや身体的な障がいとは異なり主に社会的な適応やコミュニケーション、学習に影響を与えるものです。

代表的なものに、自閉症スペクトラム障害(ASD)、注意欠陥多動性障害(ADHD) 学習障害(LD)などがあります。これらの障害は、環境的要因が非常に強く影響している事が講演を通じて知ることができました。



講演される　広野ゆい　氏

発達障がいを持つ人々は、個々に異なる特性を持っており、例としてASDでは社会的な相互作用が難しい反面、高い集中力や特定の分野における才能を持つ事があったり、ADHDは注意力が持続しにくかったり、衝動的な行動が現れやすい特徴があると述べられました。

しかしながら、発達障がいがあるからと言って必ずしも社会でうまくいかないわけではないと思います。早期に適切な支援を受けることで、スキルや適応力を高めて社会で自立して生きていくことは十分可能だと思いましたが、それには教育や仕事場での理解と支援が不可欠であり、周囲の方々のサポートを受けながら個々の能力を最大限に発揮できる環境作りが、とても重要だと思いました。

最後に、発達障がいに対する理解が深まることで、障がいを持つ方々が自分らしく生きていける社会が築かれることを願っています。

山一化工(株)　重田　正雄（記）


聴講の様子

従業員対象フィールドワーク研修

2025年10月16日(木)開催


バス内で講演の安部住職

10月16日、企人協主催のフィールドワークにて、岡山県瀬戸内市にある「国立療養所長島愛生園歴史館」と「邑久光明園」を訪ねました。案内してくださったのは、菩提禅寺の安部住職。ハンセン病の歴史と人権について学ぶための研修でしたが、実際に現地に立ってみると、想像以上に胸に迫るものがありました。

最初に訪れたのは、長島愛生園歴史館。展示室に入ると、かつて「らい予防法」によって患者が長年にわたり隔離されていた歴史が、写真や手記を通して語られていました。どの資料にも、差別や偏見の中で懸命に生きた人々の姿があり、静かな空気の中で心が締めつけられる思いでした。

安部住職は「病気そのものではなく、人の心にある〝恐れ〟や〝無知〟が差別を生んだのです」と話してくださいました。その言葉がとても印象的で、参加者全員が静かにうなずいていました。

2001年の熊本地裁判決で、長年続いた隔離政策が「人権侵害」と認められたことも知りました。ようやく回復への道が開かれたものの、そこに至るまでに失われた人生や家族の絆は戻りません。

この場所には、本当に書き尽くせないほどの歴史が刻まれています。展示室を歩きながら、たくさんの人の声が静かに響いてくるようでした。


長島愛生園記念館で見入る参加者

長島愛生園と邑久光明園は、瀬戸内海にかかる「人間回復の橋」でつながっています。この橋は1988年に開通し、入所者が社会とのつながりを取り戻すシンボルだといいます。安部住職は、「この橋は、失われた人間の尊厳を取り戻すための〝心の橋〟でもあるんですよ」と話してくださいました。


邑久光明園で聴講の参加者

橋を渡った先の邑久光明園では、緑に包まれた静かな空間が広がっていました。ここには今も約50人の入所者が生活されています。安部住職の案内で「光明園納骨堂」を訪れ、手を合わせました。家族に見送られることなく、この地で生涯を終えた方々の遺骨が静かに眠っています。黙祷の時間、言葉では言い表せないほどの重みを感じ、「ここには、生き抜いた人たちの誇りがある」と実感しました。

見学を終えての感想として、「現地に来て初めて実感できた」「無関心こそが差別を生む」「人権を守ることは企業の責任でもある」といった思いが募りました。安部住職は最後に、「人権とは特別なテーマではなく、日常の中で相手を思いやること。その積み重ねが社会を変えていくのです」と話してくださいました。この言葉に、改めて自分たちの立場を考えさせられました。

長島愛生園と邑久光明園、そしてそれを結ぶ人間回復の橋。そこには、差別と偏見の時代を生き抜き、人としての尊厳を取り戻そうとした人々の歩みがあります。

「人を思うこと」「生きること」の意味を改めて感じました。ここには、書き尽くせないほどの歴史と思いが刻まれています。今回のフィールドワークで得た学びを忘れず、これからの仕事や地域活動の中で、人を大切にする心を生かしていきたいと思います。

ニッポンロジパック㈱　内田　宏文（記）

令和7(2025)年度
人権標語 募集

12月4日(木)～12月10日(水)は 人権週間 です。

企人協では、人権週間の取組みとして『人権標語』の募集をしています。詳細については各企業・事業所に募集要項を送付していますので「啓発担当者」にご確認ください。最優秀賞1点（副賞:商品券1万円）優秀賞11点（副賞:商品券5千円）参加賞（商品券500円）を贈呈いたします。

皆様のご応募をお待ちしています。